

岡山県公報			発行 岡山県	
				
目次		担当課（室）	目次	
○ 岡山県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】		監理課		
○ 鳥獣保護区の存続期間の更新 【告示】		自然環境課		
○ 鳥獣保護区の区域の表示の変更及び存続期間の更新		〃		
○ 鳥獣保護区特別保護地区の指定		〃		
○ 特定猟具使用禁止区域の指定		〃		
○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分 【公告】		港湾課		
○ 公共測量の実施		監理課		
○ 公共測量の終了		〃		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課		
			担当課（室）	

◎岡山県規則第六十九号

岡山県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

岡山県測量業者登録簿閲覧規則（平成十二年岡山県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百八十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十七年岡山県告示第五百十六号（鳥獣保護区の存続期間の更新）、同年岡山県告示第五百十七号（鳥獣保護区の名称及び区域の表示の変更並びに存続期間の更新）及び同年岡山県告示第五百十九号（鳥獣保護区の区域の表示の変更及び存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

令和七年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- | | |
|---|---|
| 一 | 名称 |
| 二 | 三谷山鳥獣保護区 |
| 二 | 区域 |
| 三 | 岡山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域） |
| 三 | 存続期間 |
| 四 | 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで |
| 四 | 鳥獣保護区の保護に関する指針 |
| | 次のとおりとする。 |
| | （「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。） |

- | | |
|---|---|
| 一 | 名称 |
| 二 | 種松山鳥獣保護区 |
| 二 | 区域 |
| 三 | 倉敷市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域） |
| 三 | 存続期間 |
| 四 | 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで |
| 四 | 鳥獣保護区の保護に関する指針 |
| | 次のとおりとする。 |
| | （「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。） |

- | | |
|---|---|
| 一 | 名称 |
| 二 | 鷺羽山鳥獣保護区 |
| 二 | 区域 |
| 三 | 倉敷市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域） |
| 三 | 存続期間 |
| 四 | 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで |
| 四 | 鳥獣保護区の保護に関する指針 |
| | 次のとおりとする。 |
| | （「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。） |

- | | |
|---|----------|
| 一 | 名称 |
| 二 | 大佐山鳥獣保護区 |
| 二 | 区域 |

三 新見市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

奥津鳥獣保護区

二 区域

鏡野町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

高清水高原鳥獣保護区

二 区域

鏡野町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

恩原湖鳥獣保護区

二 区域

鏡野町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

塩手池鳥獣保護区

二 区域

三 津山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

森林研究所鳥獣保護区

二 区域

勝央町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

高梁美しい森鳥獣保護区

二 区域

高梁市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十七年岡山県告示第五百十六号（鳥獣保護区の存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり区域の表示を変更するとともに存続期間を更新した。

令和七年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

黒沢山鳥獣保護区

二 区域

津山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次の鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

令和七年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称
奥津鳥獣保護区特別保護地区
- 二 区域
鏡野町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
七〇ヘクタール
- 四 存続期間
令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
- 五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針
次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和七年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一	名称
二	北浦特定猟具使用禁止区域（銃）
三	区域 岡山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域） 面積 三四〇ヘクタール
四	存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
五	禁止に係る特定猟具の種類 銃器 （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一	名称
二	神郷高瀬特定猟具使用禁止区域（銃）
三	区域 新見市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域） 面積 四五〇ヘクタール
四	存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
五	禁止に係る特定猟具の種類 銃器 （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一	名称
二	蒜山高原特定猟具使用禁止区域（銃）
三	区域 真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域） 面積 二一七六ヘクタール
四	存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
五	禁止に係る特定猟具の種類 銃器 （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

- 二 柵原エイコンパーク特定猟具使用禁止区域（銃）区域
- 三 美咲町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）面積
八五ヘクタール
- 四 存続期間
令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
禁止に係る特定猟具の種類
- 五 銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八十九号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和七年十月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 赤	一台	不明
二七インチ 白	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和七年九月五日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三―三二―三二二一

〔四八四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

笠岡市笠岡地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、水準点測量、現地測量及び路線測量）	測 量 の 種 類
令和七年十月十七日から同年十二月二十九日まで	測 量 期 間

〔四八五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
総社市久代地内	公共測量（基準点測量等）	令和七年十月七日

〔四八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字川田一二五九番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一〇一番地フルール三〇五

富永 紹也

三 許可年月日及び許可番号

令和七年七月一日岡山県指令建指第六五号